

# 総合治水をご存じですか

## 進む開発と

### 高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的にためたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。

しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短い時間で多くの雨水が入ってくるようになったために、洪水の危険性が増しています。また、河川に入り切れないう雨水によって、低い土地での浸水被害の危険性も増しています。

## 浸水被害を防ぐための 総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を拡げたり、川底を掘るなどの河川の改修を行っています。また、それ

基づく「特定都市河川流域」に指定し、次の取り組みを行うこととしました。

## 1 雨水浸透阻害行為の許可等

(平成18年1月1日)

田畑など締め固められていない土地で行う500㎡以上の開発(雨水浸透阻害行為)土地からの流出雨水量を増加させる恐れのある行為)は愛知県知事等の許可が必要で、許可に当たっては、技術的基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

## 2 流域水害対策計画の策定

県と市町、河川と下水道が共同して、総合的な浸水被害対策を推進する計画を策定し、事業を実施します。

なお、流域水害対策計画は平成19年10月に公表されました。計画の内容は下記の総合治水ホームページをご覧ください。

## 3 保全調整池の指定

これまでに宅地開発指導要綱等に基づいて整備していただいた既設の防災調整池を保全調整池に指定し、保全を図ります。

※平成19年3月に78件3231

8㎡の施設を指定しています。

## 4 都市洪水想定区域および都市浸水想定区域の指定

河川の氾濫や低地の浸水が想定される区域を指定し、区域における円滑かつ迅速な避難の確保を図ります。※平成20年6月に指定しています。

新川流域内にお住まいの方、事業をされる方は、これらの取り組みにご協力ください。

## 町での取り組み

・貯留施設の整備 平成17年3月、八ッ屋多目的広場の地下に一時的に1200㎡の雨水をためることが出来る雨水貯留槽が完成しました。

## ビジュアルボードフェア

総合治水を皆さんに理解していただくために、写真などのパネルの展示を行います。

とき 8月11日(土)～16日(木)

※休館日を除く

ところ スポーツセンター

問合せ先 役場 都市整備課

内線140

・総合治水ホームページ

http://www.sougo-chisu.jp